

企画競争説明書

業務名称：インドネシア国パティンバン港周辺におけるレバナ地域開発プロジェクト

調達管理番号：23a00771

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

「第3章 4.（2）上限額について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年1月24日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2024年1月24日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インドネシア国パティンバン港周辺におけるレバナ地域開発プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。
(全費目課税)
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年3月 ～ 2026年4月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 1月 30日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 1月 31日 12時
3	質問への回答	2024年 2月 5日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 2月 9日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年 2月 21日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」について

は、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.(3) 参照
- 2) 提出先：上記4.(1) 選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】 調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依

頼メールをe-koji@jica. go. jpへ送付願います。

- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica. go. jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（3）提出先

1）プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2）見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica. go. jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：23a00771_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「23a00771_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica. go. jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

1 1. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています（現時点では、2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象に、試行的な実施を想定）。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項	提案を求める背景
1	レバナ地域開発マスタープラン	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本	レバナ地域開発MPのアップデートは西ジャワ州令の改訂版とし

	(MP) のアップデートにおける視点、優先事業選定方法、MPアップデートや優先事業のインドネシア側承認にかかる働きかけ方法について	業務に係る実施方針及び留意事項 (1)	て発行される可能性がある。既存情報の整理から、MPの更新について重視すべき視点、インドネシア側の複数に及ぶ関係機関とどのように調整していくかについて具体的な体制・方法の提案をいただきたい。また、優先事業選定にかかる民間セクターへのヒアリングの具体案を提案いただきたい。
2	RMMAの体制強化、関係者間の調整メカニズムの確立・持続性確保の方法について	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (4)	RMMAが新しい組織であり人員も限られる中で、どのように技術協力を進めていくか提案いただきたい。関係機関が複数に及ぶプロジェクトのため、JCC・ECを設定しているが、より日常的な情報共有・連携にかかる提案およびプロジェクト終了後の持続性を確保する方法について提案をいただきたい。
3	優先事業のデボトルネッキング、計画策定(資金計画含む)、実施促進にかかる体制・方法	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (5)	優先事業はリスト化だけでなく、その後事業化調査(FS)に進んでいくステップやFS項目の明確化、資金計画概要の提案がインドネシア側からは期待されている。実施促進にかかるデボトルネッキングとして特に重要な視点について提案いただきたい。
4	現地傭人、現地再委託など、ローカル人材の活用・連携方法	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (11)	本業務は短期渡航を繰り返す想定であるが、プロジェクトの現地でのプレゼンスやコミュニケーション体制を常時確保しておくための方法を提案いただきたい

			い。また、現地リソースが情報収集・分析に効果的である点について提案いただきたい。
5	ウェブ広報や現地セミナー等をとおした活動や成果の発信について	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 成果2（特に活動2-4）	本プロジェクトの関係機関や他ドナー、レバナ地域の住民や本邦企業含めた民間セクターへの情報・成果の発信にかかり、具体的な対象者・方法・時期を提案いただきたい。
6	本邦研修（全1回）の計画案	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項（2）	本プロジェクトの目的・成果達成に資する研修計画のテーマ、想定時期、研修実施場所等を提案いただきたい。

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）レバナ地域開発マスタープランにかかる認識

本プロジェクトは西ジャワ州の7つの自治体（スバン県、インドラマユ県、マジャレンカ県、スメダン県、クニンガン県、チレボン県、チレボン市）からなる「レバナ地域」の開発計画のレビュー・アップデートとその実施のための体制・能力強化にかかる協力である。案件概要表に記載のとおり、インドネシア側が策定したレバナ地域開発マスタープラン（MP）は2020年に州令（知事規則第84/2020号）によって施行された後、2023年には州令でアップデートされた（知事規則第14/2023号）。2021年には大統領令（Perpres 87/2021）により指定され、国家戦略計画の一つに位置付けられている。本業務では、インドネシア側策定のレバナ地域開発MPをベースに、最新の情報収集・分析を踏まえて、同MPのアップデートにかかる提案を行い、関係機関と調整・合意を取り付ける。なお、アップデートについては、インドネシア側策定のレバナ地域開発MPを一から見直すものではなく、既存のMPを尊重し前提としたうえで、レビューをし、「レバナ地域」としての統合的な地域開発の視点から開発戦略、優先事業や実施の時期をインドネシア側実施機関と共に検討するものである。第4条業務の内容2.（1）も参照のこと。特に、現MPは開発プロジェクト

リストを含むものの、地域全体のグランドデザインや候補プロジェクトの優先順位付けが不十分なため、本業務を通して優先事業選定（成果1）を行い、成果3にてその実施に向けた具体的計画策定を推進する。優先事業は、RDに記載の選定クライテリア案をベースに、インドネシア側と協議の上で選定クライテリアを設定し、選定する。

レバナ地域開発MPのアップデートは西ジャワ州令の改訂版として発行される可能性がある。既存情報の整理から、MPアップデートにかかり重視すべき視点、インドネシア側の複数に及ぶ関係機関とどのように調整していくかについて具体的な体制・方法をプロポーザルで提案すること。また、優先事業選定にかかる民間セクターへのヒアリングの具体案を提案すること。

（2）円借款支援のパティンバン港開発事業との関係

レバナ地域スバン県には円借款にて整備が進むパティンバン港が位置しており、本邦企業出資の運営会社が同港の自動車ターミナル運営を実施している。本プロジェクトは同港の一層の活用・開発・運営とのシナジーも期待されて要請・形成されており、それを考慮した計画的・戦略的な地域開発計画や優先事業の選定を行うこと。

（3）我が国および他ドナーの援助活動との連携

我が国と他ドナーのレバナ地域開発における関連活動は案件概要表に記載のとおり。関連活動の状況は適宜各ドナーやカウンターパートを通してフォローし、活動の重複や連携に留意すること。

（4）プロジェクト実施体制

インドネシア側の主なカウンターパートは、経済担当調整大臣府（CMEA）に属するインフラ優先案件実施促進委員会（KPPIP）と、レバナ地域開発をリードする西ジャワ州プロジェクトマネジメントオフィス・レバナ地域管理局（Rebana Metropolitan Management Authority: RMMA）である。KPPIPは、国家戦略計画に位置付けられたレバナ地域開発を中央政府の観点から監理しており、主に中央政府機関との調整を担当する。

RMMA（BP Rebanaとも呼ばれる）は西ジャワ州政府下の組織であり、投資、産業、公共事業及び空間計画等の分野で、投資や雇用拡大、経済成長に向けた計画策定、実施、開発管理を担当し、自治体や民間との調整や空間利用の管理を行う。2023年4月に設立されたばかりであり、その実施体制・能力強化が必要である。現在11名の

職員が所属しているが専任はそのうちの5名である。今後の体制強化は見込まれるものの、限られた人材と良好なコミュニケーションを取りつつ、能力強化の支援を行う必要がある。

本プロジェクトの関係機関はRDに記載のとおり。Joint Coordination Committee (JCC) はCMEAが議長となり、Executing Committee (EC) はRMMAが議長となる。両機関間、また他の関係機関との情報共有や連携体制は本業務でも十分にフォローし、サポートすること。関係者間の調整メカニズムの確立・持続性確保の方法について、プロポーザルで提案すること。関係機関が複数に及ぶプロジェクトのため、JCC・ECを設定しているが、より日常的な情報共有・連携にかかる提案をいただきたい。

(5) 優先事業の選定とデボトルネッキングについて

優先事業は選定してリスト化するだけでなく、その後事業化調査 (FS) に進んでいくステップやFS項目の明確化、資金計画概要の提案がインドネシア側からは期待されている。優先事業実施促進にかかるデボトルネッキングとして特に重要な視点についてプロポーザルで提案すること。

なお、優先事業はインフラ整備などハード事業と、人材育成などソフト事業の両方を含む。

(6) 環境社会配慮

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布) に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、環境カテゴリ B に指定されている。本プロジェクトは技術協力であり、建設工事を伴う活動は含まれず、レバナ地域開発の計画策定に留まるため、本プロジェクトの活動自体が環境社会への影響を及ぼすものではないと考えられる。ただし、本プロジェクトで策定した計画を事後的に実施する段階で、何らかの環境社会影響が生じる可能性も有り得るため、計画策定時点から必要な環境社会配慮を検討し対策できるよう、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布) (以下「JICAガイドライン」という) 3.4.3の4. 開発計画調査型技術協力の本格調査段階(マスタープラン調査) の考え方を準用し、戦略的環境アセスメント(SEA)を実施することとした。成果1におけるレバナ地域開発マスタープランの補強・アップデートと、成果3における優先事業の計画の策定に際して、SEAを実施する。SEAのための情報収集分析は現地再委託を可とし、本業務の団員が取りまとめるものとする。SEAの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レ

ベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

また、レバナ地域開発の既存マスタープランのアップデート後に、複数のプロジェクトの代替案の比較検討を通じて選定された優先事業に対し、スコーピング(環境社会影響項目の絞り込み)を行う。具体的には、優先事業の環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。

主な調査項目は以下のとおり。

1. レバナ地域開発の既存マスタープラン(MP)見直しに係る目標/目的を検討する。
2. インドネシアの地域開発計画における既存の関連政策・計画・プログラムの内容をレビューし、環境社会側面の課題を確認する。
3. インドネシアの環境社会配慮、SEAに関する法的枠組みと制度を特定・確認し、JICAガイドラインとのギャップを確認する。その上で、ギャップを解消するプロジェクト方針(方向性)を検討する。以下は具体的確認項目。
 - ・ 環境社会配慮に関するインドネシア側の関連法規(例:SEA、環境アセスメント(AMDAL)、用地取得および非自発的移転、住民参加、情報開示など)。
 - ・ プロジェクトに対するSEAを含む環境社会配慮の実施を担当するインドネシア側の関連機関。
4. 以下に示すSEA報告書をレビューする。
 - ・ レバナ地域開発計画2022-2042に係るSEA報告書、2022年、西ジャワ州政府環境局。
 - ・ 国家中期開発計画(RPJMN)、2020～2024年、2022年、BAPPENAS。
 - ・ 必要に応じてインドネシアで実施されたその他のSEAの結果。
5. インドネシアの関連法令により、本技術協力プロジェクトにおいて既存のレバナ地域MPのレビューにSEAが必要かどうかを確認する。
6. 本技術協力プロジェクトにおけるSEAの実施に参加するステークホルダーの選定方法を検討する。
7. 既存MPレビューに対する代替案の比較分析を実施し、SEAの目標/目的を実現するための優先事業を選択する。
8. スコーピングを実施する(本プロジェクトに先行した詳細計画調査でJICA調査団が作成したIEEレベル調査の一般的TOR(案)を必要に応じて参照する)。
9. レバナの対象地域の既存の環境社会状況に関するベースラインデータ(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)を収集する(本プロジェ

クトに先行した詳細計画調査で JICA 調査団が作成した IEE レベル調査の一般的 TOR（案）を必要に応じて参照する）。

10. 潜在的な影響を予測・評価し、「プロジェクト実施しない場合」や「ゼロオプション」を含む代替計画案や優先事業案の比較検討をして、最適な計画と優先事業の選択をする。

11. 最適な計画および優先事業における影響の緩和策（回避・最小化・代償）を検討する。

12. 緩和策に基づいたモニタリング方法を検討する。

13. 優先事業の環境社会配慮項目のスコーピング結果（検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案）の作成

14. ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICAガイドライン」別紙5を参照のこと）。ステークホルダー・マッピング手法を用いたステークホルダー分析に基づき現地ステークホルダーとの協議を実施する。

15. 協議の結果は、既存のMP や優先事業の選定に反映させる。

（7）気候変動緩和策の視点

インドネシアは、パリ協定に基づき「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）を設定している。この中で、緩和策として運輸交通分野・産業分野においてエネルギー効率の高い施策を実施することを推進しており、適応策では開発事業全分野において気候リスク低減、気候変動への強靱性強化を目標に掲げている。本事業でレバナ地域開発における優先事業の選定においては、GHG削減や気候変動適応策の検討を行う。

（8）ジェンダー配慮、多様な利用者への配慮の視点

本プロジェクトではジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。

本邦研修参加者選定時にジェンダーバランスに留意する。

レバナ地域開発におけるジェンダー配慮については、レバナの地域開発を推進する工業開発に関連して雇用のアクセスや職業訓練の機会の提供におけるジェンダーの影響や状況について留意する必要がある。産業振興や雇用促進、職業訓練のプログラムのデザインや実施アプローチについて本技術協力プロジェクトで検討の際には、ジェンダー的な視点を取り入れた検討・提案を行う。

(9) 有識者の関与

本プロジェクトにはJICAが東洋大学志摩憲寿准教授の協力を得て、国内支援委員会を設定している。また、インドネシア側から有識者の案として、Dr. Phil. Hendricus Andy Simarmata, S.T., M.Si. (Urban Regional and Planning, Univerisity of Indonesiaで教鞭をとっている)が提示されている。本プロジェクトの進捗・成果について日インドネシアの学識経験者・有識者の諮問を受け、助言を取り入れながら、活動を進めていくこと。国内支援委員会の開催時期・方法はJICAと相談の上決めることとする。

(10) 要員計画

基本的にはR/Dで定められた専門分野の派遣をベースとするが、新たな分野において専門家の派遣が求められる場合には、派遣前にJICAとインドネシア側カウンターパート (CMEA、RMMA) へ相談し、了承を得ること。

(11) 現地リソースの活用

本プロジェクトでは、特にRMMAとの日常的なコミュニケーションを通じた能力・体制強化にかかる技術協力が要となるが、日本側専門家 (コンサルタントチーム) の渡航回数・日数に限りもあることから、ローカルスタッフ (特殊傭人) を本契約内で雇用して、カウンターパートとのコミュニケーションに活用することが想定される。また、インドネシア国政府および西ジャワ州のレバナ地域にかかる政策や関連する法制度等、現地の幅広い情報収集が必要となる中で、現地再委託調査も想定される。こうした現地リソースの活用につき、プロポーザルで提案すること。

(12) Web 等のリモート技術の活用

JCCやEC、セミナー等の各種会議においては、対面及びオンライン接続も可能とするハイブリッド方式での実施を基本とすること。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) 成果・活動

① 成果 1：レバナ地域総合開発計画のレビュー、優先事業選定

活動

- 1-1. 現行のレバナ地域開発計画の内容確認、対象地域の現況把握及び課題の分析
- 1-2. レバナ地域の県・市／地区の開発計画や土地利用計画のレビューと分析
- 1-3. 地域開発のビジョン・戦略のレビューと提案（戦略的環境アセスメント実施、必要な法制度改定にかかる提案を含む）
- 1-4. 優先事業の選定にかかる情報収集・分析（本邦企業・民間へのヒアリング・情報意見交換を含む）、評価軸の検討

- 既存のレバナ地域開発 MP やアクションプランは、レバナ地域での開発をサポートする必要な、パティンバン港、アクセス道路、クレタジャティ空港などのインフラを整備するための計画となっている。地域の将来ビジョンや開発戦略・シナリオ、社会経済フレームワークなど明確な開発目標の設定は不十分な状況である。そのため開発のコントロールが難しく、望ましくない影響や想定外の変化が起きる可能性は否定できず、すでに水資源や食糧生産のための農地の保全の課題が懸念されている。また、既存計画は、新たな工業地域や都市拠点などの新規開発に焦点を絞っており、既存の都市センターとの関係やレバナ地域としての統合性について十分な検討がなされていない。
- 従って、成果 1 のレビューの際には、将来ビジョンや開発戦略、社会経済フレームワークを定めるとともに、「レバナ地域」としての統合的な地域開発の視点から優先事業や実施の時期を検討する必要がある。なお、成果 1 で選定する優先事業は、インフラ整備と人材育成や組織・制度などのソフトなプログラムも含んで検討を行う。特に優先事業に関しては、シナジーを生み出すためのプロジェクトの関係性や連携、開発の様々なインパクト、開発の規制と誘導等、現在不足している観点を重視し、クライテリアを設定することが求められる。また法規制や制度の必要性等についても留意する。
- 優先事業は、RD に記載の選定クライテリア案をベースに、インドネシア側と協議の上で選定クライテリアを設定し、選定する。なお、パティンバン港とのシナジーの観点はクライテリアとして重視される。

② 成果 2：レバナ地域総合開発優先事業の実施促進のための体制が強化される

活動

- 2-1. RMMA および関連機関の権限・役割の確認

- 2-2. RMMAおよび関係機関とのレバナ地域開発にかかる協議体設立（協議体メンバー選定含む）
- 2-3. 成果1および成果3の活動をとおしての協議体の運営
- 2-4. RMMA／協議体による協議結果のまとめと発信

- 現在の国家戦略プロジェクトの実施やモニタリング体制を考慮しながら、計画や実施などの開発の段階や内容に即した、異なるレベルでの調整の必要性和ステークホルダーの構成や役割、関与の度合いを検討する。調整内容としては、政策、計画、事業承認・実施、評価・モニタリング、法制度、資金調達等、ステークホルダーとして、中央政府、地方政府、開発事業者、投資機関、インフラコミュニティ、ドナー等の役割を整理したうえで、適切な調整メカニズムを考える。
- 調整・実施メカニズム構築の中で特に重要となるのは、RMMAの役割である。現在のRMMAの組織体制は職員も少なくキャパシティが不足している。RMMAの役割や権限のレビューと共に、必要な体制強化や利用可能な内外のリソースも検討し、今後の西ジャワ州政府のRMMA体制強化の方向性に打ち込んでいけると望ましい。
- レバナ地域の開発の推進力は民間事業者や民間資金であることを考えると、調整・実施メカニズムの中でも明確な調整のプロセスや効率的な開発手続きなど、有効な開発制度の構築・改善に重点を置く必要がある。本プロジェクトでは、環境社会配慮関連含め、レバナ地域開発にかかる制度や手続きを整理し、民間セクターに情報提供していくことも求められる。

③ 成果3：RMMAを主体として、インドネシア関係機関においてレバナ地域での優先事業の具体的計画策定が進められる

- 活動
- 3-1. 優先事業に関する既存計画・関連制度・現況の把握、課題の特定
 - 3-2. 優先事業推進のためのデボトルネッキング（委員会／協議体の設立、情報収集方法、情報共有の仕組み・体制、計画の承認プロセス、予算・事業実施の仕組み、資金計画など）
 - 3-3. 関連法制度のレビューと、優先事業促進のために必要な法制度の提案
 - 3-4. 優先事業の開発手順、スキームにかかる助言

- 成果3の活動においては、優先事業の実施の方策に焦点を置きながら、計画策定を行う。成果3の対象となる優先事業は重要性で高いインパクトのある事業が選定され、実施も長期に及ぶと想定される。そのため、計画策定においては、既存の空間計画やインフラ整備計画との関連や、地域への波及効果やコミュニティへの影響について検討し、ステークホルダーとの調整や合意形成が必要である。またプロジェクトの計画を実施するためのフェーズ分け、必要な制度や

規則、財源や事業スキームなどについて協議し、計画から実施までの段階までを明確にする。

- 成果 3 の活動を通じて、優先事業の開発計画が策定されるだけでなく、このような活動を通じて、今後 RMMA や関係機関がレバナ地域での同様の事業の計画策定から実施までを監督・管理する能力が高められるように、それぞれの役割を意識しながら活動を行う。

(2) 本邦研修

- 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、研修日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- 想定規模は以下のとおり。参加者数・研修日数は本プロジェクト開始後インドネシア側との調整を経て確定させる。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計1回
対象者	プロジェクト関係機関の職員（特に、ECメンバーが望ましい）
参加者数	最大12名/回
研修日数	最長12日（移動日を含む）/回

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。

- データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROMに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	英語 インドネシア語	電子データ	
モニタリングシート (JICA指定フォーマット)	プロジェクト開始から半年に1回	英語 インドネシア語	電子データ	
事業完了報告書 (Project Completion Report) (JICA指定フォーマット)	プロジェクト終了時	英語 インドネシア語	製本	各5部
		英語 インドネシア語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	3部
			CD-ROM	3部

- 事業完了報告書及び業務完了報告書は、提出期限2ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。3

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。状況によって発注者と調整の上、項目・内容を確定する。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート (Monitoring Sheet)

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 事業完了報告書 (Project Completion Report)

発注者指定の様式に基づき作成する。

(5) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動

計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む。機材供与について現時点で想定はないが、実施段階で発生する場合は JICA に前広に相談すること。）
- (ク)合同調整委員会（JCC）議事録等
- (ケ)その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) レバナ地域開発マスタープランの補強・アップデートにかかる資料、法令案
- (2) 優先事業計画
- (3) インドネシア側環境社会配慮手続きにかかる整理資料

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。いずれも4. 「見積書作成にかかる留意事項」

のとおり定額計上とする。

1) 優先事業開発計画策定支援

目的：成果3で行う、レバナ地域における優先事業の具体的な計画策定を支援する。

概要：優先事業の計画策定及び事業実施に必要なデータや情報（人口統計、土地利用、主な地権者や地価、周辺施設、交通状況、開発動向、環境、関連する計画やプロジェクト等）の収集及び分析、各種計画図の作成、積算、環境社会配慮等に必要な情報収集等を行い、調査資料を作成する。

2) 優先事業地域水資源調査

目的：成果3で行う、レバナ地域における優先事業の具体的な計画策定支援のために、優先事業対象地域の水資源に関する情報収集を行う。

概要：優先事業の対象地域における既存情報収集（地質構造、試験井建設状況及び揚水試験実施状況の把握、水質分析の有無等）を実施し、水資源の状況や給水システムのニーズを把握する。

3) 環境社会配慮・気候変動対策調査

目的：本プロジェクトがインドネシア法制度及びJICAガイドラインに沿う形で戦略的環境アセスメント（SEA）を行う支援をする。また、レバナ地域開発における優先事業の選定においては、GHG削減や気候変動適応策の検討の支援をする。

概要：レバナ地域開発マスタープランのアップデートおよび優先事業の計画策定に関し、インドネシアの環境社会配慮・気候変動対策にかかる各種法制度・手続きを確認、整理する。JICAガイドラインとの整合性・ギャップを確認・整理する。そのうえで、インドネシア法制度及びJICAガイドラインに沿う形で戦略的環境アセスメント（SEA）を行う支援をする。また、レバナ地域開発における優先事業の選定においては、GHG削減や気候変動適応策の検討の支援をする。

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場

合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

【別紙1】

作成日：2023年12月18日

業務主管部門名：社会基盤部

課名：都市・地域開発グループ第一チーム

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：インドネシア共和国

案件名：パティンバン港周辺におけるレバナ地域開発プロジェクト

Project for the Rebana Area Development which is related to the Patimban International Port

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国におけるインドネシア・西ジャワ州レバナ地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

インドネシア共和国（以下、「インドネシア」）において、西ジャワ州は人口約5,000万人を抱える国内最大の州であり、ジャカルタ首都特別州に次ぐ経済活動が盛んな地域である。同州のうちレバナ地域（以下、「当地域」）と呼ばれる7つの自治体（スバン県、インドラマユ県、マジヤレンカ県、スメダン県、クニンガン県、チレボン県、チレボン市）は、合計人口が約988万人（West Java Open Data（2021））、面積は西ジャワ州の約2割を占める。当地域開発計画は2020年に州令（知事規則第84/2020号）によって施行された後、2023年には州令でアップデートされた（知事規則第14/2023号）。2021年には大統領令（Perpres 87/2021）により指定され、国家戦略計画の一つに位置付けられている。当地域は今後、経済特別区への指定も計画され、新しい経済成長センターとしての地域開発が志向されている。本邦企業の多くは西ジャワ州に製造拠点を有していることから、当地域の経済基盤開発への関心は官民とも高い。

当地域スバン県には円借款にて整備が進むパティンバン港が位置しており、本邦企業出資（100%）の運営会社が同港の自動車ターミナル運営を実施している。同港の将来的な貨物集積や競争力強化のためには、背後に広がる当地域での各産業拠点等との連結性強化等が重要になる。他方で、大統領令制定に際してインドネシア政府が簡易的に作成した当地域開発マスタープランでは、候補プロジェクトリストは含むものの、地域全体のグランドデザインや候補プロジェクトの優先順位付けなどはなされていない。パティンバン港の開発や運営とのシナジーを考慮した計画的・戦略的な地域開発計画や優先開発プロジェクトの選定等が必要である。また、当地域開発をリードする西ジャワ州プロジェクトマネジメントオフィス・レバナ地域管理局（Rebana Metropolitan Management Authority: RMMA）が2023年4月に設立され、その実施体制・能力強化が必要である。こうした状況を受け、インドネシア政府は、当地域開発計画のレビューとその実施のための体制・能力強化にかかる協力を日本政府に要請した。

これらの状況を踏まえ、本事業は、インドネシアの経済成長戦略と整合性を持たせつつ、当地域における産業開発計画並びにインフラ開発計画の一体となった

地域開発計画の補強や利用を支援するとともに、具体的な開発に向けた関連省庁など実施機関の役割、また全体計画の整合性を担保する体制の構築を通して、当地域及びインドネシアの持続的な経済成長の実現に資するものである。

(2) インドネシア都市・地域開発セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

我が国政府の「対インドネシア共和国国別開発協力量針（2017年9月）」では、重点分野の一つとして「国際競争力の向上に向けた支援」を掲げ、「対インドネシア共和国事業展開計画」（2021年4月）における「物流・運輸・交通等インフラ整備プログラム」を通じインフラ整備を支援するとしている。本事業は、同プログラムの目標の一つである「①計画・制度改善、能力向上」に資するものである。実施中のパティンバン港への支援事業「パティンバン港開発事業」（円借款）、「パティンバンアクセス有料道路建設事業」（円借款）、「パティンバン港運営管理能力強化プロジェクト」と合わせて、同プログラム目標の「④港湾の物流取扱量の増大・効率的な運営」にも寄与する。

「対インドネシア共和国JICA国別分析ペーパー（2018年6月）」においては、産業基盤整備や地方のインフラ整備を重要課題としており、本事業はこれらを重視した地域総合計画や優先順位付けを行うという面で、協力量針に合致する。その成果は、SDGsゴール9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」およびゴール11「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする」に貢献すると考えられる。

本事業は地域総合開発における多様な関係者間の調整や意思決定、計画策定から実施に向けた具体的道筋を立てることを成果のひとつとしており、右現状を改善し、課題別事業戦略「グローバル・アジェンダ」都市開発クラスターで推進を目指す「都市マネジメントの向上」に資するものである。以上より、JICAが本事業の実施を支援する必要性は高い。

(3) 他の援助機関の対応

チレボンにおける廃棄物総合マネジメントにかかるPre-F/SをドイツGIZのグリーン・インフラストラチャー・イニシアティブ（GII）が支援。オーストラリアがレバナ地域における職業訓練を支援。世界銀行がレバナ地域の経済回復と住み良い街づくりに向けた調査を実施。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、レバナ地域における産業開発計画並びにインフラ開発計画の一体となった地域総合開発計画の作成、および同計画の実施に向けた体制構築を支援することにより、当該地域及びインドネシアの持続的な経済成長、開発に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：

インドネシア共和国西ジャワ州レバナ地域

面積：約7,000平方キロメートル

うち、工業団地開発予定地域約439平方キロメートル（レバナ地域開発計画

資料（2021年））

- (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）
直接受益者：レバナ地域開発に関わる政府職員
最終受益者：レバナ地域の市民（人口：9,877,781人（West Java Open Data（2021）））
- (4) 総事業費（日本側）
約1.50億円
- (5) 事業実施期間
2024年4月～2026年3月を予定（計24カ月）
- (6) 事業実施体制
実施機関：経済担当調整大臣府（CMEA）インフラ優先案件実施促進委員会（KPPIP）、西ジャワ州政府設備投資担当局（RMMA）
関係機関：国家開発計画庁（BAPPENAS）、海事・投資庁政府（CMMAI）、運輸省（MOT）、土地空間計画省（ATR/BPN）、環境林業省（MOEF）、西ジャワ州投資ワンストップサービス局、レバナ地域7自治体
- (7) インプット（投入）
 - 1) 日本側
 - ① 専門家派遣（コンサルタント）（合計約22人月）：
 - (ア) 総括／地域開発／空間計画
 - (イ) 産業振興／投資誘致
 - (ウ) インフラ整備計画／PPP・資金計画
 - (エ) 開発管理・法制度
 - (オ) 環境社会配慮／気候変動対策／研修
 - ② ローカルコンサルタント（現地再委託）
 - ③ 研修
 - (ア) 本邦研修
 - (イ) セミナー・ワークショップ
 - 2) インドネシア側
 - ① カウンターパートの配置
 - ② 事務所スペース、必要なデータ・情報の提供、必要なIDカード、パティンバン港他関連事業サイトへの入場許可、インドネシア側投入の人件費とそれに付随する費用の提供
- (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担
 - 1) 我が国の援助活動
 - ・ パティンバン港開発事業（円借款）（第一期）（第二期）2017年～2027年
 - ・ パティンバンアクセス有料道路建設事業（円借款）2023年～2026年
 - ・ パティンバン港後背地開発支援業務（個別専門家）2020年～2021年
 - ・ パティンバン港運営管理能力強化プロジェクト 2023年～2026年
 - ・ 我が国が支援中のパティンバン港の将来的な貨物集積や競争力強化のためには、背後に広がる当地域での各産業拠点等との連結性強化が重要になるため、本事業にてそれら計画と実施に向けた方針策定を行う。
 - ・ 投資促進政策アドバイザー（2024年1月開始予定）
 - ・ 工業開発アドバイザー（2022年5月～2024年5月）
 - ・ 道路政策アドバイザー（2022年10月～2024年10月）

- ・各セクター政策アドバイザーと、当地域開発計画の全体方針とセクター別方針・政策との整合性確認や、個別事業にかかる情報交換・共有を行いながら本事業を実施する。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

レバナ廃棄物総合マネジメント計画のプレFSをドイツGIZのグリーン・インフラストラチャー・イニシアティブ（GII）の支援で実施。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。
- ③ 環境許認可：本格プロジェクトで確認。
- ④ 汚染対策：本格プロジェクトで確認。
- ⑤ 自然環境面：本格プロジェクトで確認。
- ⑥ 社会環境面：本格プロジェクトで確認。
- ⑦ その他・モニタリング：本格プロジェクトで確認。なお、詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本格プロジェクトの環境社会配慮調査のTOR案を作成し、合意済み。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

2) 気候変動対策：インドネシアは、パリ協定に基づき「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）を設定している。この中で、緩和策として運輸交通分野・産業分野においてエネルギー効率の高い施策を実施することを推進しており、適応策では開発事業全分野において気候リスク低減、気候変動への強靭性強化を目標に掲げている。本事業でレバナ地域開発における優先事業の選定においては、GHG削減や気候変動適応策の検討を行う。

3) ジェンダー分類：■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）＜活動内容／分類理由＞本事業では、ジェンダー主流化ニーズが調査・確認されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取組みを実施するに至らなかったため。

(10) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：レバナ地域総合開発計画に則った、関連機関による具体的な開発計画を通じ、当該地域特にパティンバン港周辺の産業及びインフラ開発が進み、経済発展が促進される。

指標及び目標値：優先事業計画の承認、事業着手

(2) プロジェクト目標：レバナ地域開発にかかるRMMAをはじめとする関係機関の

体制・実施能力が強化される。

指標及び目標値：レバナ地域開発計画の方針策定。優先事業実施に向けたスケジュール、手続きの具体的検討。これらにかかる協議体の調整会議の開催。必要な発信。

(3) 成果：

成果1. レバナ地域総合開発計画のレビュー、優先事業選定

成果2. レバナ地域総合開発優先事業の実施促進のための体制が強化される

成果3. RMMAを主体として、インドネシア関係機関においてレバナ地域での優先事業の具体的計画策定が進められる

(4) 活動：

1-1. 現行のレバナ地域開発計画の内容確認、対象地域の現況把握及び課題の分析

1-2. レバナ地域の県・市／地区の開発計画や土地利用計画のレビューと分析

1-3. 地域開発のビジョン・戦略のレビューと提案（戦略的環境アセスメント実施、必要な法制度改定にかかる提案を含む）

1-4. 優先事業の選定にかかる情報収集・分析（本邦企業・民間へのヒアリング・情報意見交換を含む）、評価軸の検討

2-1. RMMAおよび関連機関の権限・役割の確認

2-2. RMMAおよび関係機関とのレバナ地域開発にかかる協議体設立（協議体メンバー選定含む）

2-3. 成果1および成果3の活動をとおしての協議体の運営

2-4. RMMA／協議体による協議結果のまとめと発信

3-1. 優先事業に関する既存計画・関連制度・現況の把握、課題の特定

3-2. （委員会／協議体の設立、情報収集方法、情報共有の仕組み・体制、計画の承認プロセス、予算・事業実施の仕組み、資金計画など）

3-3. 関連法制度のレビューと、優先事業促進のために必要な法制度の提案

3-4. 優先事業の開発手順、スキームにかかる助言

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：

1) インドネシア政府と西ジャワ州政府によるレバナ地域総合開発計画に関する政策や方針、関連の取り組みにかかる優先順位等に大きな変更が生じない。

2) RMMAや関係機関に必要な人員が配置され、活動にかかる予算が確保される。

3) 開発計画の実現に向けた適切な予算配分がなされる。

(2) 外部条件：安全対策措置の強化による活動制限の影響を受けない。現状より治安情勢が悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

「スラウェシ地域開発能力向上プロジェクト」の事後評価（2017年）では、事業期間内に、協働メカニズムや能力向上プロジェクト（CDP）アプローチの法制化を働きかけ、参加した7県／市のうち2つの県知事令が制定された。事業活動中に事業効果を制度化する啓発活動を組み込み、その成果を検証する指標を設定することが、事業効果の持続性を確保するうえで重要とのグッドプラクティスである。一方で、複数の新たな協働メカニズム・組織の設立を行うことは行政機関にとって予算、人員、

時間的にも難しい課題であり、本事業において既存の組織や連絡調整の仕組みを活用しながら、効果的・効率的な協働メカニズムの確立を目指す。

7. 評価結果

本事業は、インドネシア国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針に合致し、SDGsゴール9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」及びゴール11「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする」に貢献すると考えられることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

（1）事後評価に用いる基本指標

- ・ レバナ地域開発計画の位置づけが明確化され、正式な計画として関係機関が活用している。
- ・ 本事業で構築されたレバナ地域開発計画の実施メカニズムが継続的に機能している。
- ・ レバナ地域開発計画に基づく優先事業のFS 実施件数。

（2）今後の評価スケジュール

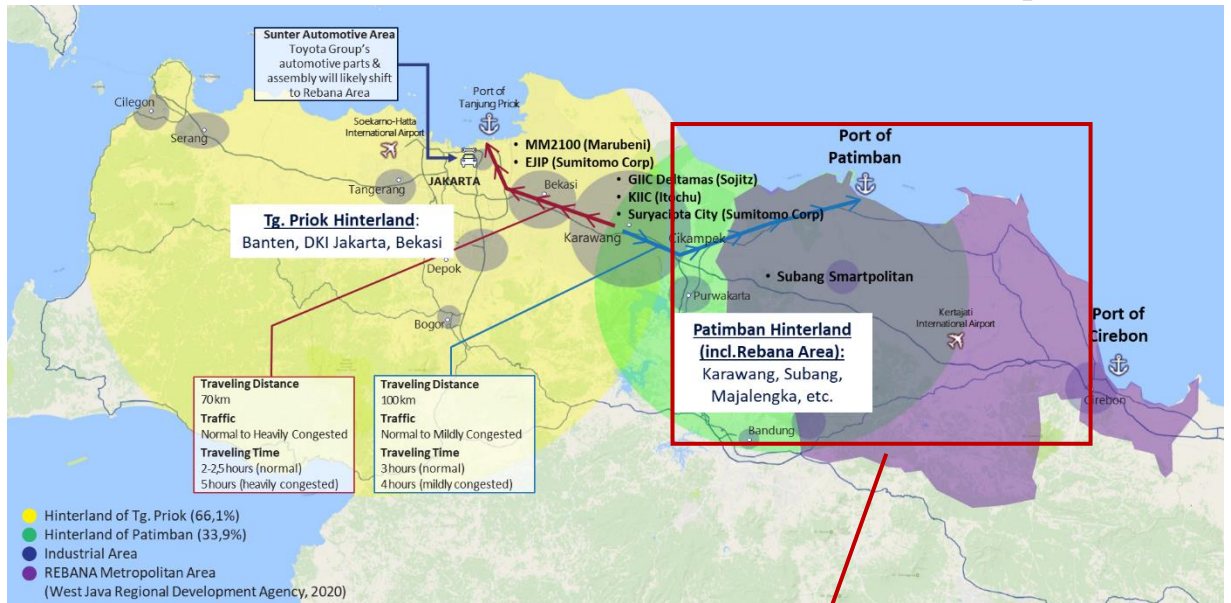
事業開始6カ月以内 ベースライン調査

おおよそ半年に1回 JCCにおける相手国実施機関との合同レビュー

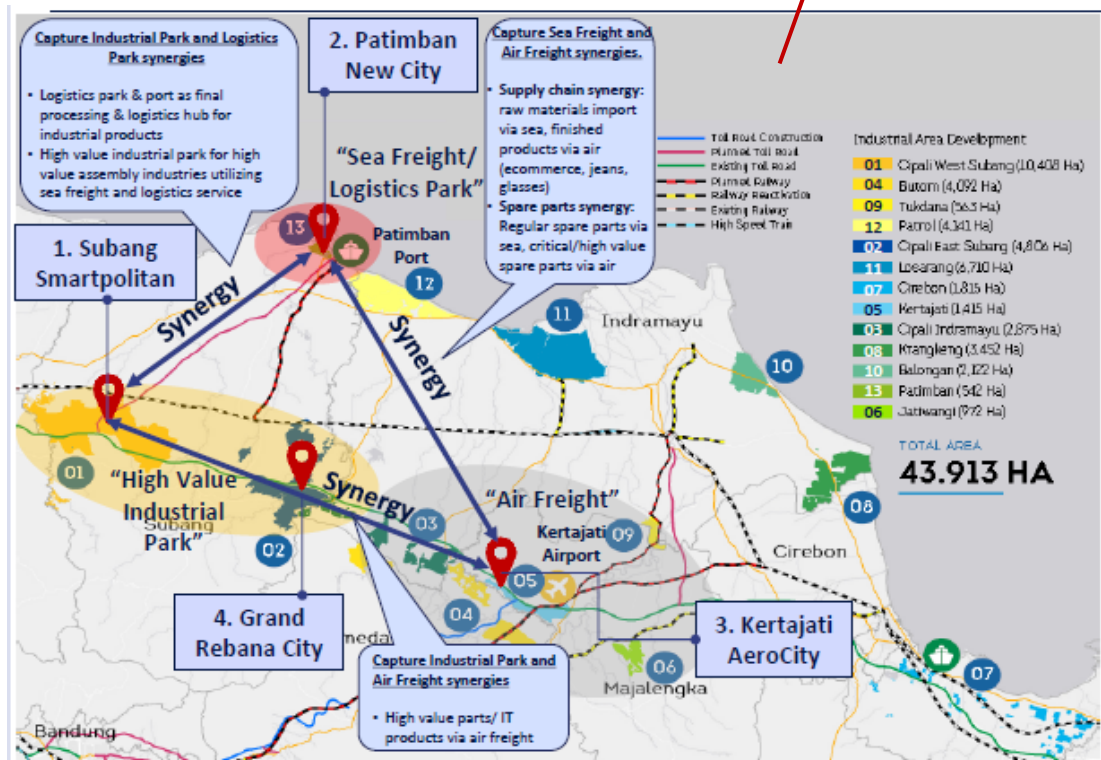
事業完了時点 レバナ地域開発にかかるRMMAおよび関係機関の体制・実施状況

以上

案件概要表別添資料
「パティンバン港周辺におけるレバナ地域開発プロジェクト 地図」



出典 : PT Aarunya Mitra Optima



出典 : PT Aarunya Mitra Optima

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等にお

ける発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で利用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：地域開発／空間計画

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／○○○○

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／／○○○○）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：インドネシア国および東南アジア

② 語学能力：英語

※インドネシア語能力は「その他学位、資格等」の項目で評価対象となります。

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本業務は、2024年3月～2026年3月までの25か月間実施し、業務開始後1か月を目途にワーク・プランを、プロジェクト開始から半年に1回モニタリングシートを、プロジェクト終了時に事業完了報告書（Project Completion Report）を、契約履行期限末日までに業務完了報告書を提出する。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約 22.00人月

本邦研修に関する業務人月1.00人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野を提案に含めるか、R/Dと異なる場合は理由を付して提案すること。

2）渡航回数を目途 全21回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。各業務の目的・概要は特記仕様書「第6条 再委託」を参照のこと。

- 1) 優先事業開発計画策定支援
- 2) 優先事業地域水資源調査
- 3) 環境社会配慮・気候変動対策調査

(4) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・ 要請書（写）
- ・ インドネシア側作成のレバナ地域開発計画
- ・ レバナ地域開発プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有

3. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」（以下同じ）を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとしま

す。

(ア) 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

(イ) 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

117,227,000円（税抜）

なお、定額計上分 21,200,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

定額計上分はプロポーザル提出時の見積には含めないでください。契約締結時に契約金額に加算して契約します。

- 1) 上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	優先事業開発計画策定支援	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	3,000,000円	補助員人件費、出張旅費(日当・宿泊費)	再委託又は一般業務費(特殊備人費としての提案はプロポーザルに記載すること。以下同。)
2	優先事業地域水資源調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	3,000,000円	水資源調査費一式	再委託又は一般業務費
3	環境影響評価調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	3,000,000円	環境調査費一式	再委託又は一般業務費
4	現地セミナー開催費	「第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容」	1,000,000円	参加者の出張旅費(交通費、日当・宿泊費)、会場借上費)	一般業務費

		2. 本業務にかか る事項 成果2（特に 活動2-4）			
5	資料等翻訳 費		3,000,000円		一般業務費
6	本邦研修に かかる経費		8,200,000円	直接経費と受入 期間の業務人月 1.0人月の報酬 （2～4号の複 数名体制を想 定）	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)